

塩尻市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



長野県塩尻市

目 次

はじめに	1
1 趣 旨	1
2 対象地域	1
第1 基本的な事項	2
1 檜川地区の概況	2
(1) 自然的・歴史的・社会経済的諸条件の概要	2
(2) 過疎の状況	3
(3) 社会経済的発展の方向	4
2 人口及び産業の推移と動向	4
3 行財政の状況	12
(1) 塩尻市の財政状況	12
(2) 公共施設の状況	15
4 地域の持続的発展の基本方針	17
(1) 過疎対策の成果と課題	17

(2) 持続的発展の基本的方向	20
5 地域の持続的発展のための基本目標	22
(1) 人口減少の抑制	22
(2) 交流の促進	23
6 計画の達成状況の評価に関する事項	24
7 計画期間	24
8 公共施設等総合管理計画との整合	24
第2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	25
1 移住・定住の促進	25
2 地域間交流の促進	26
3 地域社会の担い手となる人材の育成	26
4 計画	27
第3 産業・観光の振興	28
1 農林業の振興	28
2 商工業・地場産業の振興	29
3 観光の振興	30
4 計画	31

5	産業振興促進事項	32
6	公共施設等総合管理計画との整合	33
第4	地域における情報化	34
1	情報通信技術の利用機会の格差是正及び住民生活の利便性向上	34
2	教育の充実	35
3	計 画	35
第5	交通施設の整備、交通手段の確保	36
1	道路の整備	36
2	交通確保対策	37
3	計 画	38
第6	生活環境の整備	39
1	水道施設の整備	39
2	下水処理施設の整備	39
3	消防・救急施設の整備	40
4	住環境の整備	41
5	計 画	42
6	公共施設等総合管理計画との整合	42

- 第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 43
 - 1 子育て環境の確保 43
 - 2 高齢者等の保健の向上及び増進を図るための対策 43
 - 3 高齢者の福祉の向上及び増進を図るための対策 44
 - 4 障がい者の福祉の向上及び増進を図るための対策 45
 - 5 計 画 45
 - 6 公共施設等総合管理計画との整合 46
- 第8 医療の確保 47
 - 1 医療提供体制の整備 47
 - 2 計 画 47
- 第9 教育の振興 48
 - 1 学校教育の推進 48
 - 2 生涯学習の推進 48
 - 3 体育施設等の整備 49
 - 4 計 画 50
 - 5 公共施設等総合管理計画との整合 50
- 第10 地域文化の振興等 52

1	地域文化の振興等に係る施設の整備・利活用	5 2
2	計 画	5 3
3	公共施設等総合管理計画との整合	5 3
第 1 1	再生可能エネルギーの利用の推進	5 4
1	持続可能な環境エネルギー地域社会への転換	5 4
2	計 画	5 5
3	公共施設等総合管理計画との整合	5 5
第 1 2	活力あふれる地域づくりの推進	5 6
1	地域コミュニティの活性化	5 6
2	市民公益活動の促進	5 7
3	計 画	5 8
4	公共施設等総合管理計画との整合	5 8
	事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）過疎地域持続的発展特別事業分	5 9

はじめに

1 趣 旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「法」という。)が令和3年4月1日に施行され、檜川地区は、過疎の対象地域から外れる卒業団体となりましたが、令和2年の国勢調査結果の公表を受け、過疎地域の指定要件の算定をした結果、令和4年4月1日付けで再び過疎の対象地域(一部過疎)となりました。

本市では、法第8条第1項の規定により、長野県過疎地域持続的発展方針(以下「県方針」という。)に基づき、「塩尻市過疎地域持続的発展計画」(以下「計画」という。)を令和3年度から令和7年度までの期間において定めていましたが、この度、計画の期限を迎えること、また、県方針が令和8年度から令和12年度までの5年間に改定されることに伴い、必要な事項について改定を行うものです。

2 対象地域

この計画は、檜川地区を対象として定めるものです。

第1 基本的な事項

1 檜川地区の概況

(1) 自然的・歴史的・社会経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

塩尻市は、長野県のほぼ中央に当たる松本盆地の南端に位置し、東西17.7km、南北37.8km、総面積は290.18km²であり、市内には信濃川水系と天竜川水系それぞれに属する河川が流れ、塩尻峠や善知鳥峠、鳥居峠などは、太平洋と日本海を隔てる中央分水嶺を形成しています。

この中で檜川地区は、市の南西部に位置し、東西8.5km、南北26.8kmと南北に細長い形状であり、面積は117.82km²と全市域の約40%を占めています。中央アルプス最北端の茶臼山（標高2,653m）を源流として南北に貫流する奈良井川は、信濃川水系に属し、西は鳥居峠で木曾川水系、東は権兵衛峠で天竜川水系とそれぞれ中央分水嶺を形成しています。

気候は内陸性気候で寒暖の差が大きく、年間降水量は約2,000mmであり、下流域への豊かで安定した水源となっています。

イ 歴史的条件

檜川地区は、奈良時代以降木曾古道の沿道の集落でしたが、江戸時代初頭の宿駅制度により中山道が整備され、それを機に地域内の贅川と奈良井に宿場が置かれました。贅川宿には、福島関所の副関として贅川関所が置かれ、また、奈良井宿は、中山道最大の難所と言われた鳥居峠を控えた麓に位置する宿場として、峠越えや峠を越えて来た旅人の休息の場として栄え、最盛期の様子は「奈良井千軒」と謳われるほどであったと伝えられています。

明治4年の廃藩置県が布告された当時は、江戸時代の宿場を中心として、奈良井村と贅川村に分かれていましたが、明治22年の市制町村制施行に伴い両村が合併し、西筑摩郡檜川村となりました。以来、塩尻市に編入合併した平成17年までの百十余年間、木曾地域を構成する村として、独立した自治を営んできました。

ウ 社会経済的諸条件

塩尻市は古くから中山道、善光寺街道、三州街道などが通過する交通の要衝で、現在でもJR中央東線、中央西線及び篠ノ井線が通過し、長野自動車道のほか、一般国道19号、20号、153号及び361号が通過する交通の分岐点にもなっています。

檜川地区では、一般国道19号が南北に貫通しています。また、地区の南部を一般国道361号が横切っていますが、平成18年2月に同国道の権兵衛トンネル（伊那木曾連絡道路）が開通したことにより、伊那地域へのアクセス性が向上し、地域間の交流が活発となっています。鉄道は、JR中央西線が一般国道19号と並行して走り、地区内に3駅を有しています。

急峻な山が迫り平坦地が少ないため、人口の90%以上が標高800m～950mの贅川、木曾平沢、奈良井の三つの集落に集中し、他の集落は小規模で、標高800m～1,300mに散在しています。

産業は、木曾の優良な山林資源を活用した木材関連の地場産業が中心で、特に漆器の生産は全国でも有数であり、日本を代表する伝統的工芸品産地になっています。

また、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された奈良井宿や漆工町木曾平沢の町並みなど、街道を生かした観光も基幹産業の一つに育っています。これら地域資源を生かした産業のほかは、雇用の場が少なく、市の中心部や松本市などへの通勤者が多くなっています。

(2) 過疎の状況

昭和25年の国勢調査人口5,567人をピークに、緩やかに人口流出が続いたものの、漆器産業に支えられて昭和55年頃までは4千数百人前後の人口で推移してきました。しかし、生活様式の変遷による漆器離れに加え、昭和50年代のオイルショックを契機に地場産業が低迷期に入り、特にバブル経済崩壊後は過疎化傾向に拍車がかかり、平成4年には4千人を下回りました。平成7年の国勢調査人口は3,755人となり、平成9年に過疎地域として公示され、令和2年の国勢調査人口は2,239人で、現在も人口の減少が続いています。

また、高齢者比率は、昭和50年代に総人口の10%を超え、令和2年の国勢調査では49.8%となり、高齢化が急速に進んでいます。

(3) 社会経済的発展の方向

本市の景気動向は、基幹産業である製造業においてアジアの新興国との競争や、超大国の貿易摩擦による市場や供給網の不安定化の影響を受けるため、グローバル経済の動向を注視するとともに、社会情勢や技術革新、産業構造の変化に対応する経営が求められています。

檜川地区においても、伝統的工芸品を中心とした地場産業の就労人口は、最盛期に比べ激減するなど取り巻く環境は大きく変化し、過疎対策事業などにより基礎的な生活や観光、交流を促す基盤の整備は進んできましたが、居住者や就労者の地区外への流出や過疎化傾向は依然続いている状況にあります。

このような状況にあっては、個性ある地域の資源をつなげ、最大限に生かし、その魅力に共感する人たちとの交流を拡大していくことが求められます。

美しく風格のある地域社会の形成に寄与し、自然豊かで安全な環境や資源循環型経済、人間性の回復が求められる時代にあって、水資源や環境にやさしい伝統工芸技術、古い宿場の町並みなど、これらの地域資源を構造改革特別区域計画及び地域再生計画の活用などにより、有機的に連携・発信していくことで、どのように地域の再生を果たしていくかが、社会経済的発展のための重要な課題になります。

2 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による檜川地区の人口推移を見ると、昭和35年の5,247人が令和2年には2,239人となり、60年間で3,008人(57.3%)減少しています。

また、昭和60年から平成17年までの20年間の減少率26.9%に対し、令和2年までの35年間の減少率は48.8%となり、過疎化が著しく進んでいます。

年齢別の人口推移を昭和35年から令和2年までの60年間で比較すると、年少人口(0～14歳)は、1,543人から142人へと1,401人(90.8%)減少し、生産年齢人口(15～64歳)も3,131人から979人へと2,152人(68.7%)減少しています。一方、老年人口(65歳以上)は573人から1,114人へと541人(94.4%)増加し、少子高齢化が進んでいます。

なお、人口が減少するとともに、世帯数についても、昭和35年の1,134世帯が令和2年には910世帯に減

少しています。この間、一世帯当たり世帯員数は4.6人から2.4人へと減少していて、核家族化や高齢者世帯の増加とともに、高齢者比率が10.9%から49.8%へ拡大するなど、地域の高齢化が急速に進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、檜川地区の人口は令和22年には1,708人まで減少するとともに、老年人口割合は49.1%まで上昇し、生産年齢人口割合の43.8%を上回る推計となっていますが、老年人口割合については、既に推計を上回っている状況です。

産業別人口の推移を見ると、昭和40年に16.0%であった第一次産業は、高度経済成長期を経て令和2年には2.6%と著しく減少しており、第二次産業も54.8%が34.5%に減少しています。一方、第三次産業については29.2%が62.9%に増加しており、林業の衰退、基幹産業である木曾漆器製造業など地場産業の衰退や地区外への就業の増加、観光など第三次産業の比率の増加など、地区の特性や社会経済情勢が反映されています。

表1-1(1) (檜川地区) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,247	人 5,009	% △ 4.5	人 4,848	% △ 3.2	人 4,870	% 0.5	人 4,706	% △ 3.4	人 4,369	% △ 7.2	人 4,089	% △ 6.4
0歳～14歳	1,543	1,281	△ 17.0	1,091	△ 14.8	1,111	1.8	1,015	△ 8.6	875	△ 13.8	654	△ 25.1
15歳～64歳	3,131	3,327	6.3	3,347	0.6	3,270	△ 2.3	3,097	△ 5.3	2,811	△ 9.2	2,659	△ 5.4
うち15歳～29歳(a)	1,261	1,184	△ 6.1	1,173	△ 0.9	964	△ 17.8	803	△ 16.7	721	△ 10.2	707	△ 1.9
65歳以上(b)	573	401	△ 30.0	410	2.2	489	19.3	594	21.5	683	15.0	776	13.6
a/総数 若年者比率	24.0	23.6	-	24.2	-	19.8	-	17.1	-	16.5	-	17.3	-
b/総数 高齢者比率	10.9	8.0	-	8.5	-	10.0	-	12.6	-	15.6	-	19.0	-

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,755	% △ 8.2	人 3,619	% △ 3.6	人 3,192	% △ 11.8	人 2,854	% △ 10.6	人 2,506	% △ 12.2	人 2,239	% △ 10.7
0歳～14歳	491	△ 24.9	352	△ 28.3	309	△ 12.2	252	△ 18.4	203	△ 19.4	142	△ 30.0
15歳～64歳	2,390	△ 10.1	2,262	△ 5.4	1,799	△ 20.5	1,483	△ 17.6	1,159	△ 21.8	979	△ 15.5
うち15歳～29歳(a)	630	△ 10.9	593	△ 5.9	353	△ 40.5	279	△ 21.0	184	△ 34.1	167	△ 9.2
65歳以上(b)	874	12.6	1,005	15.0	1,084	7.9	1,119	3.2	1,144	2.2	1,114	△ 2.6
a/総数 若年者比率	16.8	-	16.4	-	11.1	-	9.8	-	7.3	-	7.5	-
b/総数 高齢者比率	23.3	-	27.8	-	34.0	-	39.2	-	45.7	-	49.8	-

表1-1 (1) (市域全体) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 43,818	人 44,306	% 1.1	人 47,113	% 6.3	人 52,291	% 11.0	人 57,417	% 9.8	人 60,329	% 5.1	人 61,420	% 1.8
0歳～14歳	12,641	10,685	△ 15.5	10,692	0.1	12,083	13.0	13,373	10.7	13,109	△ 2.0	11,387	△ 13.1
15歳～64歳	27,907	30,120	7.9	32,338	7.4	35,144	8.7	37,871	7.8	40,040	5.7	41,363	3.3
うち15歳～29歳(a)	10,511	11,200	6.6	11,572	3.3	11,580	0.1	11,123	△ 3.9	11,522	3.6	12,382	7.5
65歳以上(b)	3,270	3,501	7.1	4,083	16.6	5,064	24.0	6,173	21.9	7,180	16.3	8,670	20.8
a/総数 若年者比率	24.0	25.3	-	24.6	-	22.1	-	19.4	-	19.1	-	20.2	-
b/総数 高齢者比率	7.5	7.9	-	8.7	-	9.7	-	10.8	-	11.9	-	14.1	-

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 64,236	% 4.6	人 67,747	% 5.5	人 68,346	% 0.9	人 67,670	% △ 1.0	人 67,135	% △ 0.8	人 67,241	% 0.2
0歳～14歳	10,346	△ 9.1	10,187	△ 1.5	10,053	△ 1.3	9,469	△ 5.8	8,692	△ 8.2	8,360	△ 3.8
15歳～64歳	43,317	4.7	44,947	3.8	44,148	△ 1.8	42,161	△ 4.5	40,175	△ 4.7	39,154	△ 2.5
うち15歳～29歳(a)	13,573	9.6	13,606	0.2	11,009	△ 19.1	10,032	△ 8.9	9,488	△ 5.4	9,456	△ 0.3
65歳以上(b)	10,572	21.9	12,613	19.3	14,145	12.1	15,993	13.1	18,203	13.8	19,155	5.2
a/総数 若年者比率	21.1	-	20.1	-	16.1	-	14.8	-	14.1	-	14.1	-
b/総数 高齢者比率	16.5	-	18.6	-	20.7	-	23.6	-	27.1	-	28.5	-

※年齢不詳者がいるため、内数の合計と総数の数値が不一致となる場合があります。

表 1 - 1 (2) (檜川地区) 人口の見通し (塩尻市人口ビジョン)

区 分	平成 27 年		令和 2 年		令和 7 年	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
総 数	人 2,670	- %	人 2,481	- %	人 2,283	- %
年少人口	219	8.2	172	6.9	156	6.8
生産年齢人口	1,265	47.4	1,144	46.1	1,023	44.8
老年人口	1,186	44.4	1,165	47.0	1,104	48.4

区 分	令和 12 年		令和 17 年		令和 22 年	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
総 数	人 2,082	- %	人 1,887	- %	人 1,708	- %
年少人口	140	6.7	131	6.9	122	7.1
生産年齢人口	942	45.3	850	45.1	747	43.8
老年人口	1,000	48.0	906	48.0	839	49.1

表 1 - 1 (2) (市域全体) 人口の見通し (塩尻市人口ビジョン)

区 分	平成 27 年		令和 2 年		令和 7 年	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
総 数	人 66,866	- %	人 65,010	- %	人 64,496	- %
年少人口	8,708	13.0	7,973	12.3	7,860	12.2
生産年齢人口	40,113	60.0	37,918	58.3	37,431	58.0
老年人口	18,045	27.0	19,119	29.4	19,205	29.8

区 分	令和 12 年		令和 17 年		令和 22 年	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
総 数	人 63,068	- %	人 61,534	- %	人 60,000	- %
年少人口	7,728	12.2	7,812	12.7	8,012	13.3
生産年齢人口	35,919	57.0	33,635	54.7	31,062	51.8
老年人口	19,421	30.8	20,087	32.6	20,926	34.9

表 1 - 1 (3) (檜川地区) 産業別人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数	増減率 (S35 比)	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,303	% 4.0	人 2,675	% 16.2	人 2,669	% △ 0.2	人 2,665	% △ 0.1	人 2,350	% △ 11.8	人 2,300	% △ 2.1
第一次産業 就業人口比率	% 16.0	—	% 8.3	—	% 4.0	—	% 3.2	—	% 3.5	—	% 2.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 54.8	—	% 60.4	—	% 52.6	—	% 56.4	—	% 57.4	—	% 52.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 29.2	—	% 31.3	—	% 43.3	—	% 40.3	—	% 39.1	—	% 45.0	—

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,179	% △ 5.3	人 2,006	% △ 7.9	人 1,732	% △ 13.7	人 1,527	% △ 11.8	人 1,287	% △ 15.7	人 1,137	% △ 11.7
第一次産業 就業人口比率	% 1.7	—	% 1.7	—	% 0.9	—	% 2.1	—	% 2.0	—	% 2.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 55.9	—	% 55.9	—	% 39.5	—	% 37.4	—	% 38.0	—	% 34.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 42.2	—	% 42.2	—	% 59.5	—	% 58.9	—	% 60.0	—	% 62.9	—

表 1 - 1 (3) (市域全体) 産業別人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数	増減率 (S35 比)	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 24,054	% 6.1	人 27,422	% 14.0	人 28,318	% 3.3	人 30,507	% 7.7	人 32,438	% 6.3	人 33,408	% 3.0
第一次産業 就業人口比率	% 39.8	—	% 30.5	—	% 23.4	—	% 19.0	—	% 16.5	—	% 13.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 31.5	—	% 38.1	—	% 38.8	—	% 41.1	—	% 42.5	—	% 42.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 28.7	—	% 31.4	—	% 37.7	—	% 39.8	—	% 40.9	—	% 44.2	—

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 36,641	% 9.7	人 37,421	% 2.1	人 37,115	% 0.8	人 35,770	% △ 3.6	人 35,371	% △ 1.1	人 35,195	% △ 0.5
第一次産業 就業人口比率	% 12.1	—	% 10.2	—	% 10.2	—	% 8.4	—	% 7.7	—	% 7.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 39.8	—	% 38.4	—	% 34.5	—	% 32.6	—	% 33.5	—	% 33.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 48.1	—	% 51.3	—	% 55.3	—	% 59.0	—	% 58.7	—	% 58.9	—

※産業分類不詳があるため、合計が 100.0%にならない場合があります。

3 行財政の状況

(1) 塩尻市の財政状況

令和7年度は、「第六次塩尻市総合計画」第1期中期戦略の中間年にあたり、本市の目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。-田園都市しおじり-」の実現に向け着実に市政を発展させるとともに、市長manifestoに掲げる施策についても、さらにスピード感を持って事業展開を図る必要があり、その結果、令和7年度の予算規模は、一般会計が318億円で、過去最大の規模となりました。

なお、国の経済対策に対応し、令和6年度一般会計補正予算と一体的に編成した「13か月予算」の規模は、約330億円となりました。

このような状況の中、本市においては、健全財政を堅持しつつ、社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、今後見込まれる厳しい財政状況に対して、「①総合計画に基づく施策及び市長manifestoの推進」、「②DX(デジタル・トランスフォーメーション)等による行政サービスの改革と生産性向上の推進」、「③公共施設の老朽化対策の計画的な推進」、「④原油価格・物価高騰への対応」及び「⑤財源の確保」を柱として、全職員が創意と工夫をもって行政経営に取り組んでいくことが求められています。

表 1 - 2 (1 - 1) 市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳 入 総 額 A	28,533,015	40,455,268	34,415,924
一般財源	16,784,706	17,782,976	19,889,776
国庫支出金	2,918,431	11,298,656	4,820,414
県支出金	1,219,057	1,742,342	1,647,757
地方債	2,570,052	4,154,251	2,950,783
うち過疎債	99,400	33,600	73,700
その他	5,040,769	5,477,043	5,107,194
歳 出 総 額 B	27,577,390	39,228,298	33,871,631
義務的経費	11,924,370	13,237,357	15,054,415
投資的経費	2,932,588	5,626,720	4,818,468
うち普通建設事業	2,930,223	5,577,505	4,620,642
その他	12,509,538	20,329,944	13,911,785
過疎対策事業費	210,894	34,277	86,963
歳入歳出差引額 C (A - B)	955,625	1,226,970	544,293
翌年度へ繰越すべき財源 D	71,935	128,336	76,039
実質収支 C - D	883,690	1,098,634	468,254
財政力指数	0.652	0.645	0.629
公債費負担比率	15.6	13.8	14.3
実質公債費比率	7.2	6.2	7.7
経常収支比率	91.6	89.8	92.1
将来負担比率	43.7	24.9	8.5
地方債現在高	27,754,196	28,724,642	27,358,631

表 1 - 2 (1 - 2) 歳入に占める依存財源と普通交付税の割合

(単位：千円)

年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
歳入合計(a)	2,342,798	2,415,858	2,238,110	2,455,164	25,269,012	26,645,007	27,256,630	26,881,610
うち依存財源(b)	1,786,282	1,607,350	1,548,569	1,570,455	11,930,196	12,742,048	13,175,989	13,003,035
比 率(b/a)	76.2%	66.5%	69.2%	64.0%	47.2%	46.7%	49.0%	48.8%
うち普通交付税(c)	973,963	869,423	794,528	817,238	4,751,138	4,270,968	4,816,014	4,621,222
比 率(c/a)	41.6%	36.0%	35.5%	33.3%	18.8%	15.7%	17.9%	17.3%

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
歳入合計(a)	27,854,042	29,610,835	27,541,291	26,379,855	27,469,526	29,436,066	28,533,015	27,640,903
うち依存財源(b)	14,729,445	16,705,903	14,009,564	12,683,722	13,901,456	13,808,113	13,347,173	14,993,286
比 率(b/a)	52.9%	56.4%	50.9%	48.1%	50.6%	48.4%	48.3%	50.9%
うち普通交付税(c)	4,759,048	5,223,971	5,357,741	5,141,642	5,246,575	4,538,162	4,582,604	4,858,107
比 率(c/a)	17.1%	17.6%	19.5%	19.5%	19.1%	15.9%	16.6%	16.5%

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
歳入合計(a)	26,950,367	27,504,935	29,343,784	40,455,268	35,327,133	34,862,534	33,280,447	34,415,924
うち依存財源(b)	13,010,614	14,190,595	15,710,181	24,829,338	19,354,071	18,766,347	17,268,861	18,749,825
比 率(b/a)	48.3%	51.6%	53.5%	61.4%	54.8%	53.8%	51.9%	54.5%
うち普通交付税(c)	4,497,237	4,928,372	4,806,217	4,888,665	5,491,738	5,603,513	5,769,616	5,778,682
比 率(c/a)	16.7%	17.9%	16.4%	12.1%	15.5%	16.1%	17.3%	16.8%

※依存財源とは、国や県の意思決定に基づいて交付又は割り当てられる収入のことで、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、地方債などが該当します。

※平成 1 6 年度までは旧檜川村、平成 1 7 年度以降は合併後の数値となります。

(2) 公共施設の状況

檜川地区の公共施設の整備事業は、市道（旧村道）の改良率が令和2年度末で64.6%と県内平均（過疎地域）の63.6%を上回っています。

下水処理施設については、奈良井・木曾平沢地区の特定環境保全公共下水道事業が平成13年、檜川地区の農業集落排水事業が平成17年にそれぞれ完成し、地区内の計画区域全域が供用開始となっています。

廃校となった旧檜川中学校の校舎を活用し、木曾の森林資源と都市をつなげる「森林ハブ拠点」の整備を進めます。

また、地場産業振興センター、木曾漆器修復工房、木曾高等漆芸学院、木曾漆器館などの産業関連施設については、老朽化が顕著であるため、施設の統廃合を含めた検討が必要となっています。

表1-2 (2) (檜川地区) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
旧 村 道					
改良率 (%)	19.6	23.6	11.5	65.1	64.6
舗装率 (%)	51.7	55.7	51.3	71.2	70.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	4.4	9.7	12.0	8.6	18.4
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.1	6.3	6.5	6.4	6.4
水道普及率 (%)	99.0	100.0	99.6	99.6	99.5
水洗化率 (%)	0.0	0.0	12.5	79.4	85.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—
小 学 校					
危険校舎面積比率 (%)	12.6	55.0	0.0	0.0	0.0
中 学 校					
危険校舎面積比率 (%)	63.1	0.0	0.0	0.0	0.0

表 1 - 2 (2) (市域全体) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 道					
改良率 (%)	33.4	45.5	53.8	58.7	59.9
舗装率 (%)	58.1	77.8	83.1	85.4	86.5
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	45.6	32.6	18.4	11.5	22.2
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	7.8	9.0	8.9	11.7	11.7
水道普及率 (%)	99.2	99.7	99.8	99.9	99.9
水洗化率 (%)	0.0	28.8	72.5	95.4	97.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—
小 学 校					
危険校舎面積比率 (%)	31.7	7.4	0.0	0.0	0.0
中 学 校					
危険校舎面積比率 (%)	25.7	7.9	0.0	0.0	0.0

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 過疎対策の成果と課題

平成9年に旧檜川村が過疎地域として公示されて以来、地域の活性化や自立促進に向け、積極的に過疎対策に取り組んできました。また、平成17年の合併以後も計画に基づき過疎対策を講じてきました。

具体的には、重要伝統的建造物群保存地区となっている町並み環境の整備や伝統的工芸品・木曾漆器の普及拡大といった文化や産業の振興をはじめ、権兵衛駐車場の整備や奈良井踏切の新設などの道路や施設の整備、地域振興バス、防災行政無線の設置など交通通信体系の整備、保育園や小中学校の改修など文教施設の整備を、過疎対策事業債を用いて実施した結果、交流人口の確保や、居住環境の整備に相当の効果を上げてきました。

しかしながら、高齢化や若年層の人口流出により、従来からの地域住民だけでまちづくりを担うことに限界がきており、地域の担い手の人材確保・育成を二地域居住者や関係人口も含めて捉えるとともに、若者の定住を促進することが喫緊の課題となっています。

今日の檜川地区では、地域おこし協力隊等が中心となりシェアハウスや宿泊対応交流施設を活用した若者を呼び込む取り組みが見られるほか、地域外の企業等が遊休施設等を活用した新規観光拠点を整備し、地域の活性化や交流人口の確保を推進するなど、多様な人材がまちづくりに関わる気運が高まっています。

今後、市や地域住民はこのような取り組みを一過性で終わらせず、その効果を波及・連鎖していけるよう、まちづくりに取り組むことが求められています。

表 1 - 3 過疎対策事業費の状況

(単位：千円、%)

区 分	過疎地域活性化特別措置法 【H2～H11】			過疎地域自立促進特別措置法 【H12～R2】			過疎地域自立促進特別措置法 【H12～R2】		
	H9～H11 実績			H12～H16 実績			H17～H21 実績		
	構成比	過疎債		構成比	過疎債		構成比	過疎債	
1 産業・観光の振興	612,457	18.9	242,400	698,833	15.4	206,800	0	0.0	0
2 交通施設の整備、交通手段の確保	771,440	23.8	410,900	1,152,778	25.4	763,800	661,073	49.3	336,700
3 生活環境の整備	1,284,293	39.6	212,200	2,239,589	49.3	489,300	667,423	49.8	253,200
4 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	323,130	10.0	48,000	0	0.0	0	0	0.0	0
5 医療の確保	0	0.0	0	79,690	1.8	76,100	12,600	0.9	11,500
6 教育の振興	197,974	6.1	30,000	109,339	2.4	0	0	0.0	0
7 地域文化の振興等	0	0.0	0	123,148	2.7	0	0	0.0	0
8 その他	53,369	1.6	0	136,021	3.0	0	0	0.0	0
合 計	3,242,663	100.0	943,500	4,539,398	100.0	1,536,000	1,341,096	100.0	601,400

(単位：千円、%)

区 分	過疎地域自立促進特別措置法 【H12～R2】			過疎地域自立促進特別措置法 【H12～R2】			過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法 【R3～R12】		
	H22～H27 実績			H28～R2 実績			R3～R5 実績		
		構成比			構成比	過疎債		構成比	過疎債
1 産業・観光の振興	424,542	39.5	399,343	399,343	59.3	272,200	111,125	25.5	98,600
2 交通施設の整備、交通手段の確保	247,457	23.0	82,020	82,020	12.2	60,700	89,226	20.5	73,100
3 生活環境の整備	112,790	10.5	69,710	69,710	10.3	22,100	0	0.0	0
4 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	232,448	21.7	56,471	56,471	8.4	56,400	0	0.0	0
5 医療の確保	24,437	2.3	0	0	0.0	0	45,414	10.4	42,600
6 教育の振興	32,113	3.0	65,736	65,736	9.8	50,200	190,558	43.7	136,000
7 地域文化の振興等	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0
8 その他	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0
合 計	1,073,787	100.0	673,280	673,280	100.0	461,600	436,323	100.0	350,300

(2) 持続的発展の基本的方向

豊かな地域資源を生かすとともに、持続的発展の担い手となる人材の育成、新たな取り組みに挑戦する人々の受け皿づくり、そしてこれらを地域全体で推進する仕組みの構築等を、塩尻市が目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。-田園都市しおじり-」と整合を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、まちづくりを進めます。

<檜川地区のまちづくりの基本方針>

新たなまちづくりへの挑戦

～ 地域の文化、産業などの資源を生かし、市民が活発に活動するまち ～

ア 産業振興

檜川地区の基幹産業である木曾漆器製造業をはじめとした特色ある地場産業の振興、観光拠点としての奈良井宿をはじめ点在する観光資源を有効活用した観光の振興、森林整備を踏まえた林業の振興等の各種産業の振興を行うとともに、各産業間の連携による新産業分野の創造や起業家の育成等、新たな視野を持って産業の活性化に取り組みます。

イ 人材の育成・文化の保全

地域の自然や歴史、伝統に誇りを持ち、生きがいのある充実した生涯学習活動を通じ、地域社会を継承し、守り育てるための人材の育成に努めます。

また、地域の特色を生かした学校教育の推進、市民の主体的な学習や文化活動の促進、豊かな自然や歴史的町並み、伝統工芸など文化資産を活用した交流学習の機会の創出を通じ、歴史的文化資産の保存・継承を図ります。

ウ まちづくりの推進

地域自治組織の再構築を支援することで地域コミュニティの活性化を図り、地域社会の活力の創出と自立促進に努めます。

エ 行政機能の効率化

第六次塩尻市総合計画の適正な進行管理を行うとともに、職員の政策立案能力の向上等の人材育成、アウトソーシングも含めた適正な定員管理と人員配置、持続可能な財政運営等を進めることで、効率的、効果的な行政経営を推進します。

歴史・自然との共生

～ 自然体験、歴史文化など豊かな環境の中で豊かに暮らせるまち ～

環境保全・循環型社会の構築

広大な森林資源の多面的機能の保全と整備を市の主要施策に位置付け、森林整備のための財源確保や水源かん養のための森林育成に努め、豊かな水を育む美しい自然環境を守り育てるとともに、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

安心安全の確立

～ 災害や事故が少ない、いざという時にも暮らしが守られるまち ～

ア 生活環境の整備・防災対策の推進

塩尻・木曾・伊那の交流機能の充実を目指し、公共交通の利便性の向上や、一般国道19号と県道の整備促進、生活道路の整備を進めます。

また、住民が安全で安心して生活を営むことができるよう、事故や災害などの緊急事態に対応できる救急・医療体制や消防力の向上、防災体制の強化や交通安全対策の推進を図ります。

イ 保健・福祉

高齢者や障がい者、母子などへの保健・福祉の充実のため、サービス施策の推進を図り、住民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

5 地域の持続的発展のための基本目標

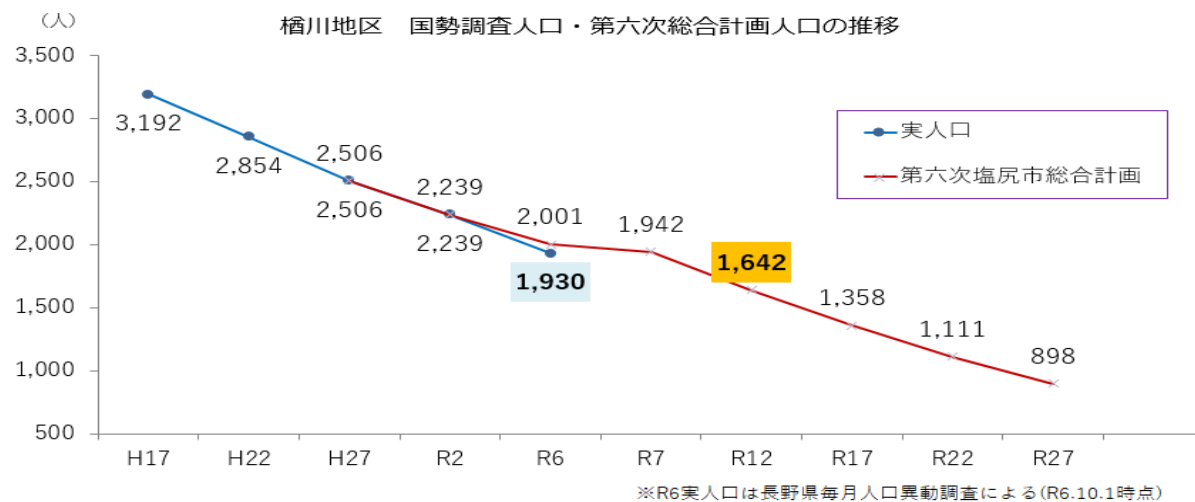
本計画では、檜川地区のまちづくりの基本方針を実現するために、次のとおり基本目標を定めます。

指 標 名	現状値 【基準年】	目標値 【令和12年】
檜川地区総人口	1,930人 【令和6年】	1,642人 【令和12年】
奈良井宿・木曾平沢への入り込み客数	5,827百人 【令和6年】	6,662百人 【令和12年】

(1) 人口減少の抑制

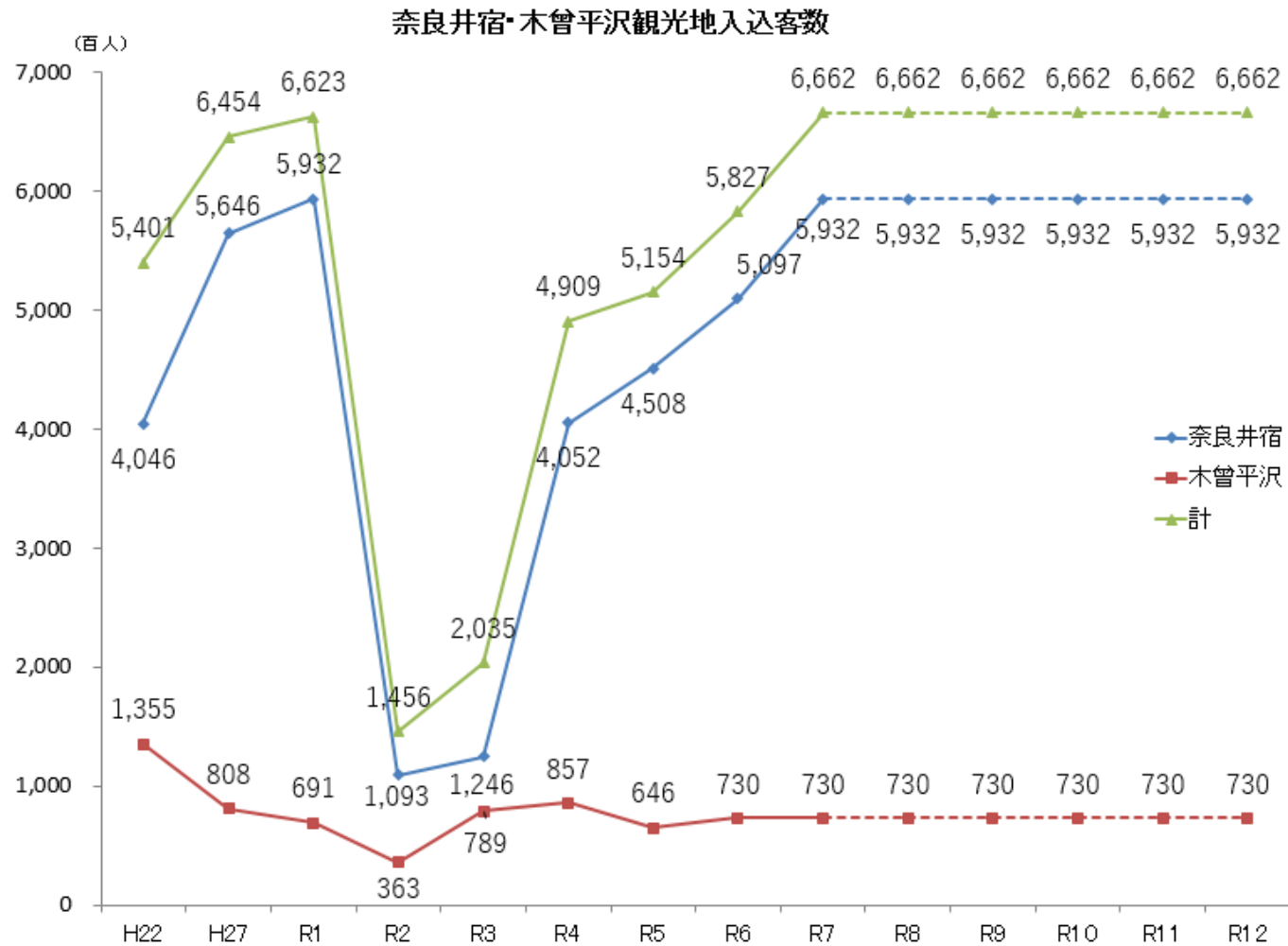
檜川地区に興味・関心を持つ人々に対して、地域の風土や魅力などを体験できる機会を効果的に提供するとともに、移住につながるきっかけづくりに取り組みます。

また、地域や地域の人々と多様な形で関わり続ける「関係人口」の創出に向けて取り組み、将来的には「定住人口」の確保を目指します。



(2) 交流の促進

檜川地区は奈良井・木曾平沢の町並みや贅川関所などの歴史的資源や伝統的工芸品・木曾漆器をはじめとする地場産業といった個性豊かな歴史・文化を有しており、これらを社会情勢や産業構造の変化に合わせて磨き上げ、その価値を内外に共有するとともに、令和元年度における「交流人口」の水準維持を目指します。



※令和2、3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、観光地入込客数が減少しています。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の策定後、概ね3年ごとに計画の評価を行い、評価結果を公正かつ第三者としての立場である檜川地区振興協議会に報告し意見を聴取しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

評価は、「5 地域の持続的発展のための基本目標」で設定した目標値の達成状況等により行います。併せて、施策の進行状況等を把握し、その結果に応じて新たな施策の盛り込みや既存施策の更新等を実施していきます。

7 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(公共施設等の管理に関する基本的な考え方)

ファシリティマネジメントの考え方に基づき、公共施設等を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化や資産総量の適正化による維持管理経費等の縮減、資産活用による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、市民が必要とする行政サービスの維持向上を図ります。

そこで、次の三つの基本方針を定め、塩尻市公共施設等総合管理計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)を推進します。

- ①長寿命化の推進
- ②資産総量の適正化
- ③資産の有効活用

(公共施設等総合管理計画との整合)

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性等については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、総合的な利活用を推進します。

第2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・二地域居住・関係人口創出の促進

(現況と問題点)

塩尻市は「住みよいまち」「子育てしたくなるまち」というブランドが確立しており、そのイメージを後押しする民間の取り組みも活発です。これらの動きが相まって、外部からの移住・定住に加え、二地域居住や関係人口の創出につながるきっかけづくりが着実に進んでいます。

また、檜川地区においては、日常的な助け合いや共同作業の結果として、豊かな地域社会が形成されています。

しかし、近年においては、若年層の人口流出や少子高齢化の進展などにより、地域の担い手が不足し、地域活動が衰退傾向にあります。このため、若年層の人口流出の防止やU I J ターン者を含めた移住・定住の促進を図ることが求められています。

そのほかに、空き家利活用のための補助制度や各種助成金は充実しつつありますが、移住後の人間関係やコミュニティに関連するハードルを低くし、地域に住み続けることへの誇りや愛着を醸成していくことも求められています。

(対策)

市外のターゲット層に対して、本市の強みである「住みよいまち」、「子育てしたくなるまち」といった地域ブランドを多様なネットワークを生かしてプロモーションするとともに、地域の強みや良さを体験できる機会を提供することで、認知度の向上や地域のイメージの浸透を図ります。

移住・定住相談体制や地域での生活を実感できる情報提供のワンストップ体制の構築を推進するとともに、移住セミナー・イベント等の開催や移住希望者向けに特化したプロモーションを強化するほか、株式会社しおじり街元気カンパニーとの連携による市内空き家の利活用に関する事業を推進していきます。

森林や町並み・古民家など地域資源を活用した来訪や二地域居住・関係人口による、森林資源と地域経済の好循環の展開を図っていきます。また、檜川小中学校では、都市部等からの児童生徒の受け入れを通じて、二地域居住や長期滞在を促進します。これにより、地域との継続的な関わり人口の拡大と、将来的な移住・定住につながる環境づく

りを進めます。

2 地域間交流の促進

(現況と問題点)

中山道の奈良井宿と東海道の袋井宿は、ともに街道の中間の宿場であることから、袋井市と姉妹都市提携を締結し「どまん中交流」を続けています。

(対策)

袋井市との友好関係を深め、関係団体との交流を進めていきます。

3 地域社会の担い手となる人材の育成

(現況と問題点)

近年、檜川地区では地域おこし協力隊や株式会社しおじり街元気カンパニー、他県からの企業の参入などにより、多様な人材がまちづくりに関わる気運が高まっています。

木曾平沢の「日々別荘」といった宿泊以外にもコミュニティの場やワーケーションとしての機能を展開し、多様な形で地域に関わるきっかけを提供している動きもあります。また、令和元年度には株式会社竹中工務店と連携協定を締結し、森林資源を活用した地域活性化や関係人口の増加、歴史的建物資源や文化資源の活用など持続可能な社会づくりや地域課題の解決に取り組む動きもあります。これらの取り組みの中で、奈良井の空き家等を活用した新規観光拠点の整備として、「旧杉の森酒造」と「旧豊飯豊衣民宿」の2棟を改修し、宿泊・レストラン・酒蔵等を中心とした小規模複合施設を開業しました。

こうした取り組みについて、新たな事業が一過性で終わることなく、その効果が波及・連鎖するよう地区内の連携を強化することが求められています。

また、多様な意見をまとめ地域の合意を形成するほか、新たな認識を受け入れ、行動を促すためにノウハウやネットワークを駆使できる人材の育成も求められています。

そのほか、地元のステークホルダーと外部からの支援者が協力して事業を推進していく土壌づくりが必要です。

(対策)

リーダーシップをとれる地域住民はもとより、地域おこし協力隊など地域づくりの担い手として当事者意識を持つ人材と継続的かつ複層的なネットワークを形成していきます。

「日々別荘」を地域の拠点とし、地域の文化や魅力に共感し、協業や滞在を通じて地域課題の解決や新規ビジネスの創出に向けて取り組む人材に対して、長期的な視点から支援する仕組みづくりを推進します。

そのほか、関係人口と地域をつなぐ取り組みを効果的なものとしていくために、地域の中においてもコーディネーター機能やプロモーション機能を発揮できる自立した地元のステークホルダーの存在が不可欠であることから、ワークショップ、オンラインセミナー等の活動を通じて、外部からの支援者の受け入れ体制を整備していきます。

4 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住定住促進事業 U I J ターン就業・創業移住支援事業 空き家対策事業 移住・定住促進居住環境整備事業 耐震対策等事業	塩尻市 塩尻市 塩尻市 塩尻市 塩尻市	
	(2) 地域間交流	姉妹都市交流事業	都市交流協会	
	(3) 人材育成	関係人口創出事業 二地域居住促進事業	塩尻市、民間事業者等 塩尻市、民間事業者等	

第3 産業・観光の振興

1 農林業の振興

(現況と問題点)

檜川地区は平地が少ないため、自給的な農業がほとんどであり、農業経営は成り立っていません。遊休荒廃農地や手入れの行き届かない里山が増加し、環境や景観の保全など公益的機能の低下が懸念されています。また、有害鳥獣による農作物被害も多発しています。

このような中で「檜川地域おこし農家組合」が遊休荒廃農地の活用や特産農産物の開発として、山地に自生していた「さるなし」の栽培をするとともに、ジャム、ジュースをはじめとする加工品の特産品化を図っています。

林業は、素材生産が経営的に成り立たない時代背景から、生産活動はほとんど行われなくなり、手入れの行き届かない山林が目立ち始めています。森林整備を通じて、水源かん養などの森林が持つ多面的機能と木材の生産性を高めるため、森林・林業の再生が必要です。

(対策)

「檜川地域おこし農家組合」の活動支援などにより、伝統野菜の栽培を通じた遊休荒廃農地等の有効活用を促進するほか、地域内の農産物直売所への出荷等、流通体制の活性化を促し、特産物について県内外への販路拡大を図ります。

また、巡回による有害鳥獣の追い払いや駆除対策を進めます。

森林の持つ多面的な機能を維持するため、森林整備保全重点地域については、信州の森林づくり事業を活用しながら、森林集約化や森林整備地域活動の推進を図るとともに、森林造成を年次的に拡大します。

さらに、森林整備の促進を目的として、廃校となった旧檜川中学校の校舎を活用し、民間企業主体による檜川地域のカラマツを桂剥きして単板を製造する合板工場を運営します。また、同施設を林業や木工に関わる企業の交流・イノベーションを促進する森林ハブ拠点としても運営し、信州をはじめ地域の森林課題の解決に資する取り組みを推進

します。

2 商工業・地場産業の振興

(現況と問題点)

漆器・木製品製造業は、檜川地区の基幹産業として発達してきました。

漆器製造業及び卸小売業は、卓越した技術と伝統の下で木曾漆器ブランドを確立してきましたが、生活様式や市場ニーズの変化等の影響から深刻な経営状況にあり、後継者不足の問題と併せて、今後の衰退が懸念されるところです。

木製品製造業は、家具、伝統工芸品である曲げ物の生産などが行われていますが、不況の影響を受け、苦しい経営状況にあります。

区内消費を拡大するだけでは経営が厳しいため、観光需要を捉えるとともに、空き店舗での新規開業などを促すことが必要です。

(対策)

基幹産業の漆器・木製品製造業については、木曾漆器工業協同組合、県及び周辺自治体等が共同出資している一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターなどの連携協力により、産地ぐるみの受注体制を構築し、漆を活用した新商品開発や販路拡大、文化財修復を通じた技術の高度化、人材・後継者の育成、情報の受発信などブランド力を高め、多様な側面から振興促進を図ります。とりわけ地場産業振興センターは、産地の中心的地場産業振興拠点として、施設の老朽化に対応しながら、機能の充実や活用促進を図ります。

中小企業・商店のための商工会議所による経営指導への支援、制度融資による金融支援等を行います。

また、後継者育成については、木曾漆器に特化した職業訓練校である「木曾高等漆芸学院」の運営や、地域おこし協力隊制度の活用などにより、産地に定着して職人となってもらえるよう、木曾漆器工業協同組合と連携して取り組みます。

3 観光の振興

(現況と問題点)

檜川地区の観光は、奈良井・木曾平沢の町並み、贅川関所などの歴史的観光資源及び道の駅木曾ならかわを中心に、誘客を進めています。

奈良井宿は、アジアを中心としたインバウンド客は増加しているものの、全体観光客数としては、コロナ禍前の水準には戻っておらず、さらなる活性化に向けた取り組みが課題となっています。

また、潜在的な観光資源として、贅川関所や、伝統的工芸品である木曾漆器、重要伝統的建造物群保存地区の漆工町木曾平沢の町並み、権兵衛峠の自然、鳥居峠の趣ある街道などがありますが、奈良井宿の観光客の分散化が課題となっています。

(対策)

潜在している地域資源の掘り起こしや歴史的町並みを整備するなど、中山道の街道文化を観光資源として活用するとともに、木曾くらしの工芸館では、多様な世代の観光客に訪れていただけるよう、魅力的な展示や体験プログラム、また、伝統工芸品、塩尻ワイン・地酒や農産物等の販売を充実させ、観光客の誘客を図ります。

奈良井宿については、市内の他の観光スポットの案内、シャトルバスを使った混雑の緩和、駐車場の整備や観光客の回遊路整備を検討します。

通年型観光・滞在型観光を目指し、おもてなしの充実や質の高いサービスを提供するため、宿泊施設、食堂、土産品店などのサービス体制、提供メニュー等の充実を図ります。

また、国際化に対応した受け入れ環境の整備、権兵衛トンネル開通に伴う周辺市町村と連携した誘客対策、木曾路広域観光との連携、市内観光のルート化など、総合的に観光振興策を進めます。

4 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	檜川地域おこし農家組合事業 農産物流通促進事業 有害鳥獣駆除対策事業	農家組合 塩尻市 塩尻市	
	林業	森林再生林業振興事業 林業被害対策事業 森林活用推進事業 木質バイオマス地域循環システム形成事業 森林造成事業 林業施設等整備事業	塩尻市、林業事業体等 塩尻市、林業事業体等 塩尻市、林業事業体等 塩尻市、林業事業体等 塩尻市、林業事業体等 塩尻市、林業事業体等	
	(4) 地場産業振興 技能習得、生産加工、 流通販売	認定職業訓練事業 地場産業振興センターの管理・運営 地場産業振興拠点の改修・整備 木曾漆器振興対策事業 商品開発・販売促進・販路開拓事業 漆文化財修復受注支援事業 後継者確保・育成事業 商工業中小企業等振興対策補助金	工業協同組合等 塩尻市・産業支援機関 塩尻市 工業協同組合等 工業協同組合等 工業協同組合等 塩尻市 塩尻市	
(9) 観光又はレクリエーション	奈良井宿活性化事業 観光客遊歩道整備	実行委員会 塩尻市		

		観光施設整備事業	塩尻市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	木曾漆器祭・奈良井宿場祭 木曾漆器振興事業 観光振興・観光施設整備事業	実行委員会 塩尻市 塩尻市	

5 産業振興促進事項

(産業振興促進区域及び振興すべき業種)

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
檜川地区	製造業 旅館業 農林水産物販売業 情報サービス業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

(当該業種の振興を促進するために行う事業の内容)

上記の対策及び事業計画のとおりです。

6 公共施設等総合管理計画との整合

(施設類型ごとの管理に関する基本的な方針)

産業系施設

社会経済状況や市民ニーズの変化等により、市が保有する必要性が低下した施設や受益を受ける範囲が限られる施設は、管理運営方法の見直しや廃止、譲渡等を検討します。

(公共施設等総合管理計画との整合)

本計画における産業系施設等の公共施設のあり方や今後の方向性等については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、総合的な利活用を推進します。

第4 地域における情報化

1 情報通信技術の利用機会の格差是正及び住民生活の利便性向上

(現況と問題点)

近年、デジタル技術が急速に発展・普及し、日常生活や経済活動に対して大きな変化を与えています。スマートフォンの世帯保有率が9割を超え、生活の様々な場面でネットワークに接続し、日常的にデジタル機器を使用している現代にあっては、提供されるサービスもデジタル技術を前提とした仕組みに変わりつつあります。

しかし、地域住民がデジタルサービスを楽しむためには、インターネットやスマートフォンの利用が必要不可欠であり、高齢者や障がい者等といったICTツールの利用が不慣れな地域住民に対する支援やデジタル推進にあたりサービス格差が生じない方法を検討する必要があります。

また、住民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現に向けて、IT環境の整備も求められています。

そのほかにも、地域事業者等が様々な分野のデジタル化を継続的に創出・推進する仕組みを構築していくために、地方において課題の多い公共交通分野で官民連携によるMa a Sプロジェクトを推進しています。今ある資源からの新たなプロジェクトの展開や推進できる分野が限定的であることから、ネットワークや共通データ基盤等のデジタルインフラを整備することが求められています。

(対策)

ICTツールの利用が不慣れな地域住民に対して、デジタル導入を誘導しつつ、サービス格差が生じないようにアナログによるサービス提供を行う必要があるため、アナログ/デジタル変換を行うサービスを構築・運営していきます。

また、地域の拠点の情報化の充実のため、檜川公民館にWi-Fiを導入し、災害時に住民が情報収集に活用するほか、平常時にもICT講座等の公民館活動に活用するなどの運用方法を検討していきます。

そのほかにも、デジタルインフラの整備においては、セキュリティや安定性を確保したうえで、高速大容量通信等の新たなプラットフォームを構築する目的で、実証実験等で連携する民間通信事業者や官民連携によるインフラ整備等

を行い、地域住民にサービスを提供していきます。

2 教育の充実

(現況と問題点)

塩尻市では国が推進するGIGAスクール構想の実現に向けて、令和2年度において、小学校でiPad、中学校ではChromebookを配備し、本格的にタブレット端末を活用した授業が始まりました。

これらを活用して、子どもたち一人ひとりの資質・能力を一層確実に育成できる「教育活動の高度化」を推進していくために、誰でも、どの場所からでも利用しやすいサービスを提供していく必要があります。

(対策)

児童生徒の個別最適化された学びを実現するために、整備された1人1台端末の十分な活用に向けて、教育用通信ネットワークの環境整備に継続して取り組みます。

また、学校以外の場での授業として、ICTを活用した不登校児童生徒支援など学びの保障を図ります。

3 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用	デジタルデバイド（情報格差）対策 IT環境の整備 教育DX推進事業 デジタルインフラの整備	財団法人 塩尻市 塩尻市 塩尻市、民間通信事業者	

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 道路の整備

(現況と問題点)

一般国道19号は、檜川地区と市街地を直接結ぶ唯一の道路で、県内各地と中京方面を結ぶ交通の大動脈であると同時に、生活幹線道路でもあります。この区間では、桜沢―若神子間の桜沢改良事業が令和3年11月に完了しましたが、依然として、迂回路のない区間があるため、交通事故、積雪時の通行規制等による渋滞や交通の遮断等、大きな影響があります。

一般国道361号は、権兵衛トンネルが開通したことにより、伊那地域へのアクセス性の向上が図られました。

また、交通輸送体系の変化に伴い、通過する大型車両が増加し、交通事故、騒音、振動、排気ガス等が木曾路全体の問題になっているほか、檜川地区内の市道については維持改良や老朽化した橋りょうの改良等を推進するとともに、除雪体制等についても地域住民との協働体制を強化していく必要があります。

このほか、生活道路としても機能するよう農道や林道の維持管理を図る必要があります。

(対策)

引き続き、迂回路の整備として、日出塩―桜沢間のバイパスの新設、桃岡―長瀬間の道路改良を国に要望していきます。

一般国道19号の交通安全及び沿道環境の改善のため、中央分離帯の設置やポストコーンの増設、集落道への右折レーン、信号機の増設などの対策を講じるよう国に働きかけをしていきます。

県道姥神奈良井線は一般国道19号と一般国道361号を結ぶ重要な道路であるため、改良を県に要望していきます。

また、道路施設の老朽化に伴い、突発的に発生する道路の破損等に対応するため、道路等維持管理を継続的に行うほか、市道奈良井停車場線の舗装修繕や贅川観音寺跨線人道橋の修繕など、施設の長寿命化を図っていきます。

このほか、農道や林道の整備を行い、地域住民の生活道路の維持管理をする必要があります。

2 交通確保対策

(現況と問題点)

J R中央西線は、檜川地区に3駅を有し、特に自動車の運転ができない高齢者や学生などにとって重要な交通手段となっていますが、停車する列車数が少ない上、塩尻駅や木曾福島駅の特別急行などとの接続も悪く、通勤通学や観光客の誘客などにも支障をきたしています。

住民の移動手段を確保するため、地域振興バス及びスクールバスを運行しています。今後は、地域住民の要望などに基づき、住民のさらなる利便性の向上や観光客の利活用の促進など、サービスの充実にに向けた検討をする必要があります。

高速バスは、木曾福島―新宿間が特定日のみ1日1往復運行されていて、首都圏と直結する観光・ビジネスルートとして期待されます。

(対策)

J R中央西線は重要な交通機関であるため、住民に積極的な利用促進を啓発するとともに、J R東海に対して利便性向上のための改善を求めています。また、奈良井地区等における観光客の安全の確保を図る観点から、J R中央西線沿いの道路等の改修整備を進めています。

地域振興バス及びスクールバスをはじめとした公共交通については、利用者の利便性や観光面に配慮しつつ、満足度の高いサービスを提供していきます。また、N P O法人等が実施する移動サービスへの支援を行います。

高速バスについては、住民の利用促進と首都圏へのP Rを図るとともに、市域への停留所新設を運行事業者に要望していきます。

3 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	生活道路整備事業 道路等維持・新設改良事業 除雪対策事業 交通安全施設整備事業 道路施設長寿命化改修事業	塩尻市 塩尻市 塩尻市 塩尻市 塩尻市	
	(3)林道	治山林道事業	塩尻市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	輸送対策事業 スクールバス等運行事業 檜川外出支援事業	塩尻市 塩尻市 塩尻市	

第6 生活環境の整備

1 水道施設の整備

(現況と問題点)

檜川地区は、檜川簡易水道と贅川簡易水道の2事業により運営されていましたが、一部水源において、取水が不安定な状況となり、施設においては老朽化が著しく浄水能力が低下するなど、水道水の安定供給に支障をきたしていました。

このため、平成16年度には檜川簡易水道と贅川簡易水道の統合に係る水道事業経営変更認可を受け、贅川簡易水道を休止し、檜川浄水場の更新と檜川地区内をつなぐ連結管路網等を整備し、両簡易水道を統合しました。その後、平成29年度には塩尻市水道事業として統合され、効率的かつ安定した事業の運営を図っています。

管路については、近い将来に耐用年数を迎える配水管が多く、耐震性にも課題があることから、更新事業の必要性が増加していきます。そのほか、区域内の給水人口の減少に伴う料金収入の減少が課題となっています。

(対策)

檜川浄水場については、更新整備が完了していることから、今後は水道水の安定供給と施設の延命化を図るため、膜ろ過設備、浄水場計装設備等の修繕を進め、適切な維持管理に努めます。また、効率的な事業運営による経費の節減を図るほか、定期的な料金算定の見直しを行います。

管路については、経過年数、管路の状態等を考慮しながら計画的な更新に取り組むとともに、地震などの災害時に備えるため、主要管路等の耐震化を進めます。

2 下水処理施設の整備

(現況と問題点)

檜川地区では、平成6年度に特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成13年度に奈良井地区、木曾平沢地区及

び贅川地区の一部において供用を開始しました。また、平成17年度には贅川地区の農業集落排水施設が、平成18年度には若神子地区の小規模集合排水処理事業がそれぞれ供用開始となり、現在、処理人口普及率はほぼ100%となっています。

下水道供用開始から20年が経過し、処理施設の老朽化とともに、区域内人口の減少に伴う使用料収入の減少及び個別処理区域における合併処理浄化槽の普及が課題となっています。

(対策)

下水処理施設の長寿命化は、国の交付金制度等を活用しながら、計画的に施設の延命化を図るとともに、管路及び処理場の適正な維持管理を行います。

また、処理区域内の水洗化率向上の啓発と接続促進に努めるとともに、定期的な使用料算定の見直しを行います。そのほか、個別処理区域内を対象にした合併処理浄化槽の普及を進めます。

3 消防・救急施設の整備

(現況と問題点)

常備消防については、合併により松本広域連合の管轄になりましたが、樽川地区が市の中心地から約20km離れているため、消防及び救急業務について、松本広域連合から木曾広域連合に事務委託を行い、安全の確保に万全を期すこととしています。消防業務については、必要に応じた広域間連携等、救急業務については、緊急性が高い場合のドクターヘリ出動要請等により、迅速な消防及び救急業務体制の構築に配慮しております。

木曾平沢地区及び奈良井地区は、重要伝統的建造物群保存地区などもあり、防災設備等の拡充を図ってきましたが、今後も消防設備・機材の充実、消防団の組織強化など、消防力の一層の強化が求められる一方、消防団員の確保は、年々困難になっています。

樽川地区への地震の影響が懸念される境峠・神谷断層帯の評価結果が公表され、地震発生確率の高さが指摘されているため、地震災害対策を強化する必要があります。

また、経年劣化などにより、防災施設の改修等の時期であり、今後の地域の消防・防災機能が損なわれてしまわないよう、設備の改修・維持が必要になっています。

(対策)

消防設備や機材の更新・充実、消防団員確保のための啓発、消防団活動の近代化と組織の効率的再編に努めるほか、消防団員が不足する日中の火災に対応するため、自主防災組織等の充実による消防防災体制の強化を図ります。

4 住環境の整備

(現況と問題点)

檜川地区の賃貸住宅には、市営住宅が15戸、特定公共賃貸住宅が24戸、定住促進住宅が18戸あります。

定住人口の確保に努めてきましたが、高齢化や若年層の流出などにより、空き家が増加する傾向にあります。

また、奈良井宿や木曾平沢などの歴史的な町並みは、住環境や景観保全の観点からも、その保存・整備が求められます。

(対策)

塩尻市公営住宅等長寿命化計画に基づき、需要に応じた効果的な公営住宅等の改修・整備を検討します。

また、第2期塩尻市空家等対策計画に基づき、空き家の増加傾向に対応するため、移住・定住促進対策を含め、空き家・空き地バンクの充実、所有者の意向確認、賃貸又は売買の調整、情報の発信等による空き家の利活用を推進します。

5 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設	浄水施設整備事業 下水道ストックマネジメント事業	塩尻市 塩尻市	
	(5)消防施設	防災施設・設備整備事業 消防施設整備事業	塩尻市 塩尻市	
	(6)公営住宅 空き家	定住促進住宅等の改修・整備 空き家対策事業	塩尻市 塩尻市	

6 公共施設等総合管理計画との整合

（施設類型ごとの管理に関する基本的な方針）

公営住宅

予防保全によるライフサイクルコストの削減を図ります。

なお、公営住宅等長寿命化計画に基づき改修を行うとともに、耐用年数を経過し、老朽化の著しい住宅の廃止を進めます。

（公共施設等総合管理計画との整合）

本計画における公営住宅等の公共施設のあり方や今後の方向性等については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、総合的な利活用を推進します。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保

(現況と問題点)

全国的に急速に少子化が進行する中で、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに対する不安感や負担感、孤立感が高まっています。

また、児童虐待や子どもの貧困問題などの深刻な課題に対し、これまで以上の取り組みが求められています。

(対策)

家庭が子育ての原点であることを基本に、まちぐるみで子どもと子育て家庭を支援していくため、令和7年度に策定した「しおじりこどもまんなかプラン(塩尻市こども計画)」に基づき、子育てと仕事を両立できる環境整備や地域の子育てネットワークの強化、様々な家庭のニーズに寄り添える支援体制の充実を図るなど、子育て家庭を支援する仕組みづくりを推進します。

建て替えを実施した檜川保育園については、効率的な施設の維持管理を行いながら、運営の効率化とサービスの向上を目指します。

また、母親が安心して子育てできるよう、母子保健事業の充実を図ります。

2 高齢者等の保健の向上及び増進を図るための対策

(現況と問題点)

現代社会においては、肥満、高血圧、糖尿病等の生活習慣病が増加し、それに起因した脳血管障害や心臓病などが増加しています。

住民自ら健康への意識を高め、自ら健康管理に取り組むために、健康づくりに関する各種講座、健康相談、生活習慣の改善に向けた保健指導等を実施し、普及啓発活動を行っているほか、生活習慣が深く関与しているがん、心疾患、

脳血管疾患等の早期発見・早期治療を目的に、生活習慣病予防検診やがん検診などを実施しています。

(対策)

檜川保健福祉センターを保健活動の拠点として、国民健康保険檜川診療所とともに、住民の健康づくりを進め、保健師による訪問指導を含めた保健・栄養指導、健康教室等を通じ、健康管理や疾病予防のための普及啓発に努めます。

3 高齢者の福祉の向上及び増進を図るための対策

(現況と問題点)

檜川地区の高齢者比率は、令和2年の国勢調査では49.8%に達し、市内の中では高齢者比率が高く、今後も高齢化が進むものと予測されます。令和2年12月1日現在、高齢者一人世帯は216世帯、要介護・要支援認定者が227人でありましたが、令和7年9月1日現在、高齢者一人世帯は250世帯に増加し、要介護・要支援認定者は215人と減少しています。

檜川地区は市街地から離れているため、介護事業所の移動距離やコストが増加し、事業所の負担が大きくなっています。このため、サービス提供体制の確保が課題となっています。

(対策)

高齢者の生きがいや社会参加を促進するとともに、可能な限り、住み慣れた家庭や地域の中で、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度への対応を図りつつ、地域での支え合いの活性化を促進するための地域包括ケアシステムの充実を図ります。

また、在宅生活を継続できる体制づくりを行うとともに、今後、増加し続ける認知症高齢者に対し、理解のある人を増やし、認知症相談体制を充実させることで、認知症にやさしいまちづくりを推進します。

4 障がい者の福祉の向上及び増進を図るための対策

(現況と問題点)

「ノーマライゼーション」や「地域福祉」の理念のもと、全ての障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる地域づくりや障がいに対する理解向上が求められます。

また、障がい者の自立を支援し、社会参加を促進していく施策を計画的に推進していく必要があります。

(対策)

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるように、公共施設のバリアフリー化の推進、障害福祉サービスの充実、雇用・就業の促進による自立支援、地域やスポーツ、文化芸術、生涯学習等の活動を通じた社会参加の促進や療育・教育の充実などを積極的に支援します。

5 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 檜川保健福祉センター	保育園運営事業 放課後児童健全育成事業	塩尻市 塩尻市	
	(7) 市町村保健センター 及びこども家庭センター	地域包括ケアシステム推進事業 家庭支援推進事業	塩尻市 塩尻市	

6 公共施設等総合管理計画との整合

(管理に関する基本的な方針)

児童福祉施設

安全確保と長寿命化のための予防保全を実施し、老朽化した施設の更新時は、子育て支援の地域拠点施設としての機能を持たせるなど、複合化を検討します。

(公共施設等総合管理計画との整合)

本計画における児童福祉施設等の公共施設のあり方や今後の方向性等については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、総合的な利活用を推進します。

第8 医療の確保

1 医療提供体制の整備

(現況と問題点)

檜川地区には、市の国民健康保険檜川診療所と民間の歯科医院の2つの医療機関があります。

檜川診療所は、地区内で唯一の公的診療施設として、平成26年度から7年間指定管理者制度を導入して運営していましたが、令和3年4月から医師不足などを理由に診療を休止していました。しかし、地元から診療所の存続に係る要望があり、市直営として医療機関を運営する法人に診療業務を委託することで、令和4年3月から再開しています。

(対策)

少子高齢化が進む檜川地区において、檜川診療所では地域医療の充実を図るため、令和7年2月より認知症外来を開設するとともに、インターネットを活用した「オンライン診療」の試験運用を開始しました。また、医療設備については、経営状況や耐用年数を考慮しながら、サービスが維持できるよう計画的に整備を図るとともに、福祉サービスや介護保険サービスとの連携の強化などを進めていきます。

2 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(2) 特定診療科に係る診療施設 その他	檜川外出支援事業	塩尻市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療推進事業 医療機器整備事業	塩尻市 塩尻市	

第9 教育の振興

1 学校教育の推進

(現況と問題点)

いじめや不登校、家庭や地域の教育力の低下など、子どもの教育問題が深刻化する中、檜川地区では教育に関する関心が高く、地域で育てる環境が比較的整っています。しかし、地区に1校ある木曾檜川小学校は、児童の減少に伴い、平成19年3月に贅川小学校と檜川小学校の2校が統合しましたが、少人数の学級編成や男女比の偏りが続き、学校運営や教育活動に課題が生じていました。

このことから、令和4年4月に木曾檜川小学校と檜川中学校を統合し、小中学校施設一体型の義務教育学校を開校しましたが、市内唯一の木造校舎の老朽化が著しく進行しており、児童・生徒の安心安全な学習環境を確保する必要があります。

(対策)

一人ひとりの育ちに、丁寧に向き合う教育を推進できるよう、シンボリックな木造校舎の改修を行いながら、特色ある教育活動の支援等の学校教育やキャリア教育の推進等の体験及び経験の充実、コミュニティ・スクールの導入等による学校、家庭、地域の連携の強化を図ります。

また、保育園、小・中学校、家庭、地域、関係機関の連携を強め、他校との交流なども取り入れていきます。

檜川小中学校では、小規模特認校として特色ある教育を推進するとともに、市外・県外から児童生徒を受け入れる国内短期留学の受入体制を整備・強化することで、教育環境の充実と学校の魅力向上を図ります。

2 生涯学習の推進

(現況と問題点)

少子高齢化、余暇時間の増大などを背景に、生涯学習に対する住民要望は高まり、多様化しています。豊かな心と

生涯にわたる生きがいを育むため、地域の活性化につながる学習機会の提供やボランティア活動などの活性化が求められています。

檜川地区においては、檜川公民館と図書館檜川分館が生涯学習の中心的な役割を担っています。

(対策)

いつでも、どこでも、誰でも学びたいことを学ぶことができるよう、学習の場や機会を提供し、住民の多様な学習活動が自主的に取り組まれることを目指します。

また、学校、家庭、地域社会の教育機能の充実を図るとともに、伝統文化などの地域学習をはじめとする公民館活動の促進、市立図書館との連携を強化することで、図書館分館機能の充実を図ります。

3 体育施設等の整備

(現況と問題点)

檜川地区の社会体育施設は、体育館、運動場、屋内運動場のほか、学校開放施設があります。これら施設の有効活用や健康増進のためのスポーツ・レクリエーションの普及が課題となっています。

また、地区体育協会は、公民館と重複して事業を実施してきた経過があり、体育協会としての独立した運営が求められています。

(対策)

生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができるよう、「住民みな1（いち）スポーツ」の推進を図ります。

また、社会体育施設の利用、スポーツ少年団活動の地域間交流、体育協会の組織強化などを促進するほか、老朽化した施設については、利用状況や老朽化の度合い等により、施設の縮小等を検討します。

4 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育施設 校舎、屋内運動場等	檜川小中学校の改修・整備等	塩尻市	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設 図書館 体育施設	檜川地区公民館施設の改修・整備 図書館檜川分館の改修・整備 檜川地区体育施設の改修・整備	塩尻市 塩尻市 塩尻市	

5 公共施設等総合管理計画との整合

(施設類型ごとの管理に関する基本的な方針)

(1) 学校

児童・生徒の安全で快適な学習環境の確保を最優先に教育方法、教育内容等の変化に適応できるよう計画的な改修・整備を進めます。

(2) 集会施設

地区公民館は、コミュニティの活動拠点として規模の適正化を図りつつ、改修、更新を行います。なお、公民館単独の施設とはせず、支所、図書館分館その他の機能を合わせた複合施設とします。

(3) 図書館

図書館は、市民の課題解決型図書館として、機能の充実を図ります。図書館分館は複合施設とし、地域の読書推進活動の拠点、本の受け渡しができる拠点として、本館とのネットワークにより一体的なサービスを提供しま

す。

(4) スポーツ施設

既存スポーツ施設の長寿命化を図るとともに、行政が維持することが困難なスポーツ施設や重複したスポーツ施設は統合・廃止することで、効率的な管理を行います。

(公共施設等総合管理計画との整合)

本計画における集会施設（檜川公民館）、図書館（図書館檜川分館）、スポーツ施設、学校等の公共施設のあり方や今後の方向性等については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、総合的な利活用を推進します。

第10 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等に係る施設の整備・利活用

(現況と問題点)

檜川地区には、中世・近世以降、木曾古道、中山道、権兵衛街道の街道筋であったことによる街道文化と、そこで育まれた伝統工芸や習俗文化等、多くの伝統的な地域文化が残されています。

街道沿いには、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている奈良井・木曾平沢の町並みのほか、贅川関所、押込・若神子・橋戸一里塚跡などの交通に関する遺構、重要文化財に指定されている深澤家住宅（贅川）、旧中村家住宅・手塚家住宅（奈良井）をはじめとする歴史的建造物など、多様な歴史的資源が存在しています。

このほか、漆工町として発展した木曾平沢では、現在でも職人の手によって漆器の生産が行われているほか、国の重要有形民俗文化財に指定されている「木曾漆器の製作用具及び製品」3,729点が木曾漆器館で展示公開されています。

こうした伝統的な地域文化を保存・伝承し、活用していくことが求められています。

(対策)

奈良井宿、木曾平沢の町並みや歴史的建造物の保存を引き続き推進するとともに、地域で守り育てられてきた有形・無形の伝統的な文化を保存・伝承しながら、歴史と伝統の中に新しい価値を見出し、地域文化の振興を図ります。

また、観光や地場産業の振興といった施策にも連動しながら地域を活性化し、檜川地区で一体的な発展を目指します。

2 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 その他	重要伝統的建造物群保存地区保存事業 檜川地域文化施設等の改修・整備	塩尻市 塩尻市	

3 公共施設等総合管理計画との整合

(施設類型ごとの管理に関する基本的な方針)

(1) 文化施設

ホール機能等を備えた文化施設は、維持管理に多額の経費を要するため、収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全による多額のライフサイクルコストの削減を図ります。

(2) 博物館等

地域特性と施設機能の連携・融合、施設間の役割分担等の見直しにより、歴史的文化の保存と活用による効果的な施設運営を行います。

(公共施設等総合管理計画との整合)

本計画における文化施設、博物館等の公共施設のあり方や今後の方向性等については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、総合的な利活用を推進します。

第 1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

1 持続可能な環境エネルギー地域社会への転換

(現況と問題点)

塩尻市では、市民や事業所、市が一体となって省資源・省エネルギーの取り組みを推進しています。また、学校、保育園等の公共施設への太陽光発電設備、太陽熱利用設備の設置や、住宅への再生可能エネルギー利用設備設置に対する支援により、再生可能エネルギーの利用を促進してきました。

しかし、世界的に見て地球温暖化の影響が深刻化しつつあり、今後の気温上昇によって、あらゆる地域においてさらなる影響が生じることが予想されますが、原因となる温室効果ガスの排出を抑制するためには、省資源・省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーを地産地消する等、地域資源を活用したエネルギーの利用を促進することにより、「低炭素で持続可能な環境エネルギー地域社会」を構築していくことが求められています。

また、檜川地区においては、自然や景観といった環境との調和を図りながら、豊富な森林資源を有し、晴天率が高いといった特性を生かして、民間との連携等により木質バイオマスや太陽光エネルギーなど、再生可能エネルギーの導入を拡大し、地域の観光資源や生活資源に生かしていきます。

(対策)

家庭や事業所等における省資源・省エネルギーの取り組みを進めることにより、低炭素社会の構築を促進するとともに、豊富な資源を有効活用することにより、エネルギーの地産地消を推進するとともに、二酸化炭素排出量の削減を促進します。

また、森林の再生や林業・木材産業の振興を図るための取り組みである信州F・POWERプロジェクトを通じて、再生可能エネルギーの普及に向けて、木質バイオマスによる発電を行うことで、化石燃料に依存しない環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指していきます。

2 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利 用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	ゼロカーボン推進事業補助金 木質バイオマス設備設置補助金 森林活用推進事業（木質バイオマス促進） 木質バイオマス地域循環システム形成事業	塩尻市 塩尻市 塩尻市 塩尻市	

3 公共施設等総合管理計画との整合

（施設類型ごとの管理に関する基本的な方針）

(1) 学校

児童・生徒の安全で快適な学習環境の確保を最優先に教育方法、教育内容等の変化に適応できるよう計画的な改修・整備を進めます。

(2) 集会施設

地区公民館は、コミュニティの活動拠点として規模の適正化を図りつつ、改修、更新を行います。なお、公民館単独の施設とはせず、支所、図書館分館その他の機能を合わせた複合施設とします。

（公共施設等総合管理計画との整合）

本計画における集会施設（檜川公民館）、図書館（図書館檜川分館）、学校等の公共施設のあり方や今後の方向性等については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、総合的な利活用を推進します。

第12 活力あふれる地域づくりの推進

1 地域コミュニティの活性化

(現況と問題点)

これまでのまちづくりは、行政があらゆる公共サービスを担い、住民はサービスの顧客という構図のもとに展開してきました。しかし、多様化・複雑化する住民のニーズに対して、行政だけでは対応できない時代を迎えています。

区をはじめとする地域の自治組織は、生活に密着した様々な課題に包括的に取り組み、住民自治、相互扶助等において、非常に大きな役割を果たしてきています。

旧檜川村は、合併により檜川地区となり、18区が3区に統合されるとともに、従来の区は町会として再編されています。自治体を取り巻く環境が大きく変化し、自立した地域自治が求められている中で、さらなる組織改革の検討や公共施設の統廃合、意識啓発、財政基盤の強化など、地域自治を活性化するための自主的・主体的な取り組みが進みつつありますが、今後も一層の取り組みの強化が必要です。

また、これからの自治組織には、より民主的で透明性の高い運営や、市民公益活動団体（NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体等）との連携など、時代のニーズに対応した新しい活動展開が求められています。

(対策)

地域の課題を解決する方針を地域住民自らが決定し、その課題ごとに住民が具体的な方策に着手できるように行政が支援し、住民と一緒に考え、実行するという協働の精神が、地域内において共有されることが必要です。そのため、地区内団体等が自主的・主体的に組織した檜川地区振興協議会において地域課題の抽出や施策立案・事業実施が図られるよう支援します。

また、地域に密着した自治組織に、新しい公共の担い手を加えた多様な主体が、ともに知恵や労力などを提供できるよう、地域活性化プラットフォームを構築するとともに、協働のまちづくりを推進し、地域自治の活性化を促進します。

2 市民公益活動の促進

(現況と問題点)

近年、市民公益活動団体による社会貢献活動が広がり、住民の間にも自己決定のもとに連携して地域の様々な課題を解決していこうという意識が広まりつつあります。檜川地区では、NPO法人が主体的に地域活性化の仕掛けづくりを行うなど、意欲的な活動が進みつつあります。また、高齢者の生活支援等を目的としたボランティア団体が活発に活動しています。

新たな公共の担い手である市民公益活動団体の役割は、主に行政や企業にはできない機動的で、きめの細かい公益サービスを提供することです。行政と住民が対等なパートナーシップによって公共を担う協働のまちづくりを推進するため、社会問題や地域課題を解決する担い手のさらなる育成や支援が必要となっています。なお、その活動を通じて、多様な知識や経験を持つ住民の活躍と雇用の機会が生み出されていくことが期待されます。

市民公益活動団体は、活動を展開するに当たり、公益事業の提供主体として、住民に対する様々な責任を負い、活動の成果が常に問われることを自覚する必要があるとともに、行政との対等な関係を保つためにも、財政的な自立が求められています。

(対策)

事業の計画段階、実施段階において、多様な主体が参加する協働のまちづくりの仕組みを構築するとともに、より効果的な参加を促進するため、積極的に情報共有をしていきます。

市民公益活動団体と対等な関係を保ち、その自主性に配慮しながら、組織強化のための人材育成、活動しやすい環境づくりをさらに進めていきます。

3 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域活性化プラットフォーム事業 コミュニティ活動支援事業 檜川支所管理運営事業 協働のまちづくり推進事業	塩尻市 塩尻市 塩尻市 塩尻市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

（施設類型ごとの管理に関する基本的な方針）

庁舎等

適正管理による維持管理経費削減のほか、窓口や事務スペースの改善による市民サービスの向上、施設を活用した広告収入の確保を図ります。支所は複合施設として、地域活性化プラットフォーム事業の拠点として機能充実を図ります。

（公共施設等総合管理計画との整合）

本計画における庁舎等の公共施設のあり方や今後の方向性等については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、総合的な利活用を推進します。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	木曾漆器祭・奈良井宿場 木曾漆器振興事業	木曾漆器の付加価値向上 及び産地活性化	実行委員 会 塩尻市	木曾漆器祭・奈良井宿場祭を開催することで、木曾漆器の認知度の向上及び販売促進や宿場町独特の風情を感じてもらうことで、交流人口の確保につながります。 木曾漆器の付加価値向上による漆器産業事業者の経営基盤強化や新たな担い手の育成・確保の支援を行うとともに、(一財)塩尻・木曾地域地場産業振興センターの経営支援、木曾漆器工業協同組合等団体の活動支援等を行います。
3 地域における情報化	教育DX推進事業	教育用通信ネットワーク の整備等	塩尻市	児童生徒が情報通信技術を活用する環境を整備し、教育DXの推進を図ることで、情報化社会に即した学力の獲得につながります。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	輸送対策事業 スクールバス等運行事業 檜川外出支援事業	地域振興バス及びスクールバス等の運営支援	塩尻市	地域住民の日常生活に支障をきたさないために、地域振興バス等の維持及び利便性の向上を図ることで、人口における高齢者比率が半数近くを占める檜川地区の生活交通の充実につながります。
7 医療の確保	地域医療推進事業	国民健康保険檜川診療所の運営	塩尻市	地区内唯一の診療所として、対面診療に加えオンライン診療等を展開することで、質の高い医療環境につながります。

	医療機器整備事業	国民健康保険榑川診療所の医療機器の整備	塩尻市	安定的な医療サービスを維持するため、計画的に医療機器の整備を図ることで、地域住民の満足度の向上につながります。
--	----------	---------------------	-----	---

**塩尻市過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)**

令和8年3月改定

塩尻市企画政策部企画課

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

TEL 0263(52)0280

FAX 0263(52)1158

E-mail kikaku@city.shiojiri.lg.jp
